

他法令に基づく各種申請手続と、

風景計画の『行為(変更)届出書』の **事前協議** について



ご協力をお願いします！

- 建築基準法に基づく建築確認申請や都市計画法に基づく開発行為許可申請をする場合には、**事前に風景計画における届出・調整**を済ませておく必要があります。
- 建築確認や開発許可を受けたものであっても風景計画の届出による手続き以前に着工すると**景観法による罰則の対象**となります。
- 他法令の手続きが必要な行為について**事前に風景計画における事前調整を行うことは可能**です。但し、他法令上の手続きが完了するまでは着工できません。

■□他法例に基づく各種申請と風景計画の届出・調整との時期については以下を参考にして下さい。□■

『開発同意申請』
石垣市自然環境保全条例

○建築物等を目的とする開発行為で500㎡以上の場合
→該当する場合は、風景計画の行為届出書により**風景計画と併せて事前協議**をして下さい。

都市建設課 83-4207

『植栽計画』
石垣市風景づくり条例

○300㎡以上の土地で開発行為をする場合の植栽計画
→該当する場合は、風景計画の行為届出書により**風景計画と併せて事前協議**をして下さい。

都市建設課 83-4207

『建築確認申請』
建築基準法

○建築物や工作物を新築等する場合
→確認申請は、風景計画の**届出ならびに事前協議**後に提出して下さい。

八重山支庁 82-2217

『建築許可申請』
建基法・都計法・土区整法

○確認申請の前に許可申請が必要な場合
→許可申請は、風景計画の**届出ならびに事前協議**後に提出して下さい。

八重山支庁 82-2217

『開発行為許可申請』
都市計画法

○3,000㎡以上の土地で開発行為をする場合
→許可申請の前に**あらかじめ風景計画や自然環境保全条例に基づく事前協議**をして下さい。

八重山支庁 82-2217

『伐採届出書』
森林法

○森林地域(保安林を除く)で樹木の伐採を行う場合
→農政部局への提出の前に**あらかじめ風景計画に基づく事前協議**をして下さい。

農政経済課 82-1307

『許可申請』
自然公園法関連

○国立公園の区域内で一定の行為をする場合
→**自然公園法の事前協議と併せて風景計画の事前協議**を行ってください。

ミ列ツグセター 82-4902

『砂利採取計画』
砂利採取法

○砂利等を採取する場合で一定の要件を満たしている場合
→**あらかじめ風景計画に基づく事前協議**を行ってください。

商工振興課 82-1533

『事業行為届出』
沖縄県赤土等流出防止条例

○1,000㎡以上の土地で事業行為をする場合
→**あらかじめ風景計画の事業協議も併せて**行って下さい。

八重山保健所 82-3240

特に、ここがポイント！



○建築行為や開発行為など、現場での**行為**に着手する前に**風景計画上の事前協議**をすること。

○建築基準法上の手続き(確認申請)の前に**風景計画上の事前協議**をすること。

※風景計画の事前協議を終了していない確認申請は行わないようお願いします。

○風景計画の届出フロー

景観法の規定により、下記の図の④の「受付」日から起算して30日以内に「適合」若しくは(不適合による)「勧告」を通知します。

